

みよし市学校教育課「学校配膳員」募集案内

1 応募資格

以下の条件を満たす人

- ・小中学生とかかわることが好きな人

2 主な業務内容

- ・学校給食の準備、配膳、片付け
- ・その他教育委員会及び学校長が必要と認め、指示する業務

3 採用期間

令和8（2026）年9月1日から令和9（2027）年3月31日まで

4 勤務条件

（1）報酬等

「みよし市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則」に基づいて算定

- ・報酬：時給 1,339円
- ・通勤費：通勤距離に応じて支給（自宅－勤務地間が2km以上の場合に限る）

（2）勤務日

学校給食配膳日

※ただし、それ以外の日についても勤務していただく場合があります。

（3）休日

土曜日、日曜日、祝日、学校長期休業中、行事の代休日等のため給食のない日

（4）勤務時間

午前9時から午後3時までの間で1日4時間30分

※うち、30分間は休憩時間（報酬支払対象外）

（5）休暇

「みよし市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則」による
（年次有給休暇・それ以外の休暇（忌引・病気休暇・子（未就学児）の看護休暇等））

（6）社会保険・雇用保険

社会保険・雇用保険ともに非加入

（7）勤務地

市内小中学校

※勤務校は選べません。また、自分の子などの親族の就学校は除きます。

〈裏面あり〉

(8) その他

- ・第2次選考通過者は自己負担による腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ菌・病原性大腸菌 0-157）を受けていただきます。
- ・採用決定後、月2回（通年）の腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ菌・病原性大腸菌 0-157）及び月1回（10月から半年間）のノロウイルス検査の実施が義務付けられています（検査代は市負担）。
- ・配膳業務に必要な被服（白衣・帽子・靴）は貸与します。
- ・採用後、~~4月上旬に説明会及び研修が1日以上あります。~~（年度途中での採用のため研修はありません。）
- ・昼食は、やむを得ない事情を除き、勤務校にて給食を食べていただきます。（費用は自己負担）

5 特記事項

・こどもに接する現場の職種を希望される方は、令和8（2026）年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための設置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、こどもと接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

みよし市教育委員会 学校教育課
〒470-0295 みよし市三好町小坂 50 番地
電話：0561-32-8026（直通）